

タフビズ業務災害補償保険（業務災害補償保険）普通保険約款、業務災害補償保険追加特約、その他主な特約の補償内容（お支払いする保険金および費用保険金等）をご説明します。詳細につきましては、普通保険約款・特約をご参照ください。

**1 基本構成（業務災害補償保険普通保険約款、業務災害補償保険追加特約および各種特約）の補償内容**

補償対象者が被保険者の業務（以下「業務」といいます）に従事している間に身体障害を被った場合に、被保険者が費用を支出することによって被る損害（以下「損害」といいます）に対して、普通保険約款・特約に従い、保険金をお支払いします。

- ※1「身体障害」とは、傷害、業務に起因して発生した症状または労災認定された疾病等をいい、これらに起因する後遺障害または死亡を含みます。
- ※2「傷害」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいい、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状（注）を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒については、補償対象者が原因物質を被保険者の業務に従事している間に、業務に起因して吸入、吸収または摂取したことにより発生したことが時間的および場所的に確認できるものに限り、かつ、（注）中毒症状とは、継続的に吸入、吸収または摂取した結果発生する中毒症状を除きます。
- ※3「業務に起因して発生した症状」とは、補償対象者の業務遂行に伴って発生した労働基準法施行規則第35条に列挙されている疾病のうち、次の①～③までの要件をすべて満たすものをいいます。ただし、職業性皮膚病等（職業性皮膚病のほか、疲労の蓄積もしくは老化によるもの、精神的ストレスを原因とするもの、またはかぜ症候群をいいます）を除きます。なお、発症の認定は医師の診断によるものとし、その診断による発症の日を事故の発症の日とします。

①偶然かつ外来の原因によるもの ②労働環境に起因するもの ③その原因の発生が時間的および場所的に確認できるもの

- ※4「補償対象者」とは、次のいずれかに該当する方のうち保険証券記載の方をいいます。ただし、被保険者の業務に従事しない方を除きます。
  - ① 記名被保険者（保険証券に記載された被保険者をいいます）の役員等（事業主または役員をいいます）
  - ② 記名被保険者の従業員（パート・アルバイトを含みます）
  - ③ 記名被保険者が建設業者の場合は下請負人、貨物自動車運送事業者の場合は備車運転者
  - ④ 上記①～③以外で、専ら、被保険者が業務のために所有もしくは使用する施設（事務所、営業所、工場等）内または被保険者が直接業務を行う現場内において、被保険者との契約（請負契約、委任契約、労働者派遣契約等）に基づき、被保険者の業務に従事する方
- ※5「保険金をお支払いする主な場合」に記載の「補償金」とは、記名被保険者が補償対象者または遺族へ支給するものとして定める金銭をいい、名称を問いません。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合										
死亡補償保険金 （死亡補償保険金・後遺障害補償保険金支払特約） ※「死亡補償保険金対象外特約」がセットされた場合は、補償しません。	補償対象者が次のいずれかに該当した場合に、記名被保険者が補償金を支出することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。 ① 傷害および下表に掲げる保険金支払の対象となる症状を被り、その直接の結果として事故の発症の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合 ② 労災認定された疾病等および労災保険法等によって給付が決定した業務に起因して発生した症状（下表に掲げる症状を除きます）を発症し、その直接の結果として死亡した場合 <保険金支払対象となる症状> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>外因の分類項目</th> <th>具体的な症状の例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>熱および光線的作用</td> <td>熱射病、日射病</td> </tr> <tr> <td>気圧または水圧的作用</td> <td>潜函病（減圧病）</td> </tr> <tr> <td>低酸素環境への閉じ込め</td> <td>低酸素環境への閉じ込めによる酸素欠乏症</td> </tr> <tr> <td>高圧、低圧および気圧の変化への曝露</td> <td>深い潜水からの浮上による潜水病</td> </tr> </tbody> </table>	外因の分類項目	具体的な症状の例	熱および光線的作用	熱射病、日射病	気圧または水圧的作用	潜函病（減圧病）	低酸素環境への閉じ込め	低酸素環境への閉じ込めによる酸素欠乏症	高圧、低圧および気圧の変化への曝露	深い潜水からの浮上による潜水病	死亡・後遺障害補償保険金支払限度額を限度に、損害の額をお支払いします。 ※保険期間中に、同一補償対象者に対して既にお支払いした後遺障害補償保険金がある場合、死亡・後遺障害補償保険金支払限度額からその額を差し引きします。	■死亡補償保険金から通院補償保険金まで共通 (1) 次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いできません。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 保険契約者もしくは被保険者（保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます）またはこれらの業務に従事する場所の責任者の故意</li> <li>② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波</li> <li>③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます）</li> <li>④ 核燃料物質（使用済燃料を含みます）もしくは核燃料物質（使用済燃料を含みます）によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます）の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらによる特性</li> <li>⑤ 上記②～④までの事由に伴って生じた事由またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事由</li> <li>⑥ 上記④以外の放射線照射または放射能汚染</li> <li>⑦ 風土病</li> <li>⑧ 職業性皮膚病等</li> <li>⑨ 補償対象者が頸部症候群（いわゆる「むちうち症」をいいます）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの</li> <li>⑩ 補償対象者に対する刑の執行</li> </ul> (2) 次のいずれかに該当する身体障害について被保険者が被る損害に対しては、保険金をお支払いできません。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 補償対象者の故意または重大な過失によって、その補償対象者本人が被った身体障害。ただし、その身体障害が労災保険法等によって給付が決定された身体障害である場合を除きます。</li> <li>② 補償対象者の自殺行為によって、その補償対象者本人が被った身体障害。ただし、その身体障害が労災保険法等によって給付が決定された身体障害である場合を除きます。</li> <li>③ 補償対象者の犯罪行為または闘争行為によって、その補償対象者本人が被った身体障害</li> </ul>
外因の分類項目	具体的な症状の例												
熱および光線的作用	熱射病、日射病												
気圧または水圧的作用	潜函病（減圧病）												
低酸素環境への閉じ込め	低酸素環境への閉じ込めによる酸素欠乏症												
高圧、低圧および気圧の変化への曝露	深い潜水からの浮上による潜水病												
後遺障害補償保険金 （死亡補償保険金・後遺障害補償保険金支払特約） ※「後遺障害補償保険金対象外特約」がセットされた場合は、補償しません。	補償対象者が次のいずれかに該当した場合に、記名被保険者が補償金を支出することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。 ① 身体障害（労災認定された疾病等を除きます）を被り、その直接の結果として事故の発症の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合 ② 労災認定された疾病等が発症し、その直接の結果として後遺障害が生じた場合	$\text{死亡・後遺障害補償保険金支払限度額} \times \text{普通保険約款・特約記載の各等級の後遺障害に対する保険金支払割合（4～100\%）}$ ※1 保険期間を通じ、同一の補償対象者に対し合算して死亡・後遺障害補償保険金支払限度額が限度となります。 ※2 「後遺障害等級第1～7級限定補償特約」がセットされた場合、身体障害を被った補償対象者に発生した後遺障害について、後遺障害等の等級が第1級から第7級に該当する場合または後遺障害に対する保険金支払割合が「42%以上」となる場合に限り、後遺障害補償保険金をお支払いします。											
入院補償保険金 （入院補償保険金・手術補償保険金支払特約）	補償対象者が身体障害を被り、その直接の結果として、入院した場合に、記名被保険者が補償金を支出することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。	$\text{入院補償保険金支払限度日額} \times \text{入院した日数（180日限度）}$ ※1 入院とは、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。 ※2 事故の発症の日からその日を含めて180日以内の入院を対象とします。											
手術補償保険金 （入院補償保険金）	補償対象者が身体障害を被り、その直接の結果として、事故の発症の日から	次の額を限度に、損害の額をお支払いします。											

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
<p>金・手術補償保険金支払特約)</p> <p>※「手術補償保険金対象外特約」がセットされた場合は、補償しません。</p>	<p>その日を含めて180日以内に病院または診療所において、その身体障害の治療を直接の目的として手術を受けた場合に、記名被保険者が補償金を支出することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p> <p>※ この特約において、「手術」とは次のいずれかに該当する診療行為をいいます。</p> <p>① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為(注1)。ただし、次に掲げるいずれかに該当するものを除きます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・創傷処理</li> <li>・皮膚切開術</li> <li>・デブリードマン</li> <li>・骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術</li> <li>・拔牙手術</li> </ul> <p>② 先進医療(注2)に該当する診療行為(注3)</p> <p>(注1) 手術料の算定対象として列挙されている診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。</p> <p>(注2) 先進医療とは、手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に主務大臣が定めるものをいいます。ただし、先進医療ごとに別に主務大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。</p> <p>(注3) 先進医療に該当する診療行為とは、治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。</p>	<p>① 入院中に受けた手術</p> <p>入院補償保険金支払限度日額 × 10</p> <p>② 上記①以外の手術</p> <p>入院補償保険金支払限度日額 × 5</p> <p>※1 入院中とは、手術を受けた身体障害の治療のために入院している間をいいます。</p> <p>※2 1事故につき、1回の手術に限ります。なお、上記①と②の両方に該当する手術を受けた場合は、上記①の算式によって算出した額をその補償対象者に対する手術補償保険金の限度とします。</p>	<p>④ 補償対象者が次のいずれかに該当する間に生じた事故によって、その補償対象者本人が被った身体障害</p> <p>ア. 法令に定められた運転資格(運転する地における法令によるものをいいます)を持たないで自動車等を運転している間</p> <p>イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間</p> <p>ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間</p> <p>⑤ 補償対象者の脳疾患、疾病または心神喪失による補償対象者本人の身体障害。ただし、その身体障害が業務に起因して発生した症状および労災認定された疾病等である場合を除きます。</p> <p>⑥ 補償対象者の妊娠、出産、早産または流産によって、その補償対象者本人が被った身体障害</p> <p>⑦ 補償対象者に対する外科的手術その他の医療処置によって、その補償対象者本人が被った身体障害。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた身体障害が、当社が保険金を支払うべき身体障害の治療によるものである場合を除きます。</p> <p>⑧ 次のいずれかに該当する間に生じた事故によって、補償対象者本人が被った身体障害</p> <p>ア. 補償対象者が山岳登山(注1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機(グライダーおよび飛行船を除きます)操縦(職務として操縦する場合を除きます)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(注2)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動等を行っている間</p> <p>イ. 補償対象者が次の(ア)～(ウ)に掲げるいずれかに該当する間</p> <p>(ア) 乗用具(注3)を用いて競技等(注4)をしている間。ただし、下記(ウ)に該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等(注4)をしている間については、保険金をお支払いします。</p> <p>(イ) 乗用具(注3)を用いて競技等(注4)を行うことを目的とする場所において、競技等(注4)に準ずる方法・態様により乗用具(注3)を使用している間。ただし、下記(ウ)に該当する場合を除き、道路上で競技等(注4)に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間については、保険金をお支払いします。</p> <p>(ウ) 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等(注4)をしている間または競技等(注4)に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間</p> <p>(注1) 山岳登山とは、ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます)をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングを除きます。</p> <p>(注2) 超軽量動力機とは、モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機(パラプレーン等)をいいます。</p> <p>(注3) 乗用具とは、自動車または原動機付自転車、モーターボート(水上オートバイを含みます)、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。</p> <p>(注4) 競技等とは、競技、競争もしくは興行もしくはこれらのための練習または乗用具</p>
<p>通院補償保険金(通院補償保険金支払特約)</p>	<p>補償対象者が身体障害を被り、その直接の結果として、通院した場合に、記名被保険者が補償金を支出することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。</p> <p>※ 通院とは病院もしくは診療所に通い、または住診もしくは訪問診療により、治療を受けることを行い、オンライン診療による診察を含みます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合で、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表においてオンライン診療料を1回算定された場合は、最初の1回にのみ通院したものとみなします。</p>	<p>次の額を限度に、損害の額をお支払いします。</p> <p>通院補償保険金支払限度日額 × 通院した日数(90日限度)</p> <p>※1 事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院を対象とします。</p> <p>※2 補償対象者が通院しない場合においても、骨折、脱臼、靭帯損傷等の身体傷害を被った約款所定の部位を固定するために、医師の指示によりギプス等(注)を常時装着した期間は、通院日数に含めてお支払いします。</p> <p>(注) ギプス等とは、ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、サポーター等は含みません。</p>	<p>(イ) 乗用具(注3)を用いて競技等(注4)を行うことを目的とする場所において、競技等(注4)に準ずる方法・態様により乗用具(注3)を使用している間。ただし、下記(ウ)に該当する場合を除き、道路上で競技等(注4)に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間については、保険金をお支払いします。</p> <p>(ウ) 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等(注4)をしている間または競技等(注4)に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間</p> <p>(注1) 山岳登山とは、ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます)をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングを除きます。</p> <p>(注2) 超軽量動力機とは、モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機(パラプレーン等)をいいます。</p> <p>(注3) 乗用具とは、自動車または原動機付自転車、モーターボート(水上オートバイを含みます)、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。</p> <p>(注4) 競技等とは、競技、競争もしくは興行もしくはこれらのための練習または乗用具</p>

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
			<p>の性能試験を目的とした試運転における運転または操縦をいいます。</p> <p>(3) 補償対象者の身体障害が労災認定された疾病等の場合、保険期間終了の日より3年経過後に補償対象者またはその遺族より被保険者に対してなされた補償金の請求については、保険金をお支払いできません。</p> <p>(4) 労災認定された疾病等について労災保険法等によって発病の日と認定された日より前に、その労災認定された疾病等の兆候を示す診察結果（以下「診察結果」といいます）が得られていた場合には、次の①および②に定める条件を満たす場合に限り、保険金をお支払します。</p> <p>① 診察結果が得られた診察が最初になされた日において、この保険契約と補償対象者、その他補償範囲（以下「補償範囲」といいます）が同一である保険契約（以下「診察時の契約」といいます）が当社によって有効に引受をされていたこと。</p> <p>② 診察時の契約の満期日からこの保険契約の始期日までの期間に、この保険契約と補償範囲が同一の保険契約が当社によって中断なく引受をされていたこと。</p> <p>(5) (4)において労災保険法等によって発病の日と認定された日にその身体障害を被った補償対象者（以下「その補償対象者」といいます）がこの保険契約の対象とする補償対象者でない場合であっても、次の①および②に定める条件を満たす場合は、当社はその補償対象者をこの保険契約の補償対象者とみなして保険金をお支払します。</p> <p>① その補償対象者が診察時の契約の補償対象者であったこと。</p> <p>② 「保険金をお支払いする主な場合」により保険金が支払われる損害について、被保険者にその補償対象者への支払責任が発生すること。</p> <p>(6) (4)および(5)において、保険金がお支払いされる損害についてこの保険契約と診察時の契約の支払限度額が異なる場合には、普通保険約款の規定にかかわらず、それぞれの契約のいずれか低い支払限度額をもってこの保険契約における支払限度額とします。</p> <p style="text-align: right;">など</p>

## 2 補償内容を縮小・拡大する主な特約

特約名	特約の主な内容
フルタイム補償特約	補償対象者が業務に従事していない間に身体障害を被った場合に、記名被保険者が費用を支出することによって被る損害に対しても、保険金をお支払します。
天災危険補償特約	<p>普通保険約款、特定疾病（八大疾病および精神障害）・介護休業時対応費用補償特約、コンサルティング費用補償特約、疾病補償（医療費用実損型）特約、疾病補償（入院日額型）特約、使用者賠償責任補償特約で保険金の支払対象とならない、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しても、保険金（注）をお支払します。</p> <p>① 地震もしくは噴火またはこれらによる津波</p> <p>② ①の事由に随伴して生じた事由またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事由</p> <p>（注）次の保険金をお支払します。</p> <p>死亡補償保険金、後遺障害補償保険金、入院補償保険金、手術補償保険金、通院補償保険金、事業者費用補償保険金、コンサルティング費用補償保険金、疾病・介護休業時対応費用補償保険金、被災労働者支援費用補償保険金、医療費用補償保険金、入院時一時補償保険金、退院時一時補償保険金、長期療養補償保険金、休業補償保険金、部位・症状別補償保険金、使用者賠償保険金、使用者費用保険金、疾病入院補償保険金、疾病医療費用補償保険金</p>
職業性疾病補償特約	<p>労災保険法等によって給付が決定した職業性疾病に対して保険金をお支払します。ただし、次のいずれかに起因する身体障害（注1）については、保険金をお支払いできません。</p> <p>① 石綿または石綿を含む製品の発がん性その他の有害な特性</p> <p>② 石綿の代替物質またはその代替物質を含む製品が有する発がん性その他の石綿と同種の有害な特性</p> <p>③ 化学物質にさらされる業務による胆管がん</p> <p>④ 粉じんを飛散する場所における業務によるじん肺症もしくはじん肺法に規定するじん肺と合併したじん肺法施行規則第1条各号に規定する疾病職業性疾病とは、労働基準法施行規則第35条に列挙されている疾病のうち、補償対象者が長期間にわたり業務に従事することにより、その業務特有の性質または状態に関連して有害作用が蓄積し発生したことが明白なもの（注2）をいいます。</p> <p>（注1）身体障害とは、この保険契約にコンサルティング費用補償特約および使用者賠償責任補償特約がセットされている場合には、これらの特約についてはそれぞれの特約において規定する「身体の障害」とします。</p> <p>（注2）補償対象者が長期間にわたり業務に従事することにより、その業務特有の性質または状態に関連して有害作用が蓄積し発生したことが明白なものとは、振動性症候群、<sup>けんしゅう</sup> 腱鞘炎、負傷によらない業務上の腰痛、粉じんを飛散する場所における業務によるじん肺症またはじん肺法に規定するじん肺と合併したじん肺法施行規則第1条各号に掲げる疾病またはその他これらに類する症状をいいます。</p>

特約名	特約の主な内容
特定感染症危険「後遺障害補償保険金、入院補償保険金、通院補償保険金および休業補償保険金」補償特約	<p>補償対象者が身体障害を被り（業務中、業務外を問わず特定感染症に感染し、保険期間中に特定感染症を発病した状態をいいます）、その直接の結果として発病の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、入院した場合、通院した場合、就業不能となった場合のいずれかに該当した場合に、記名被保険者が補償金を支出することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。ただし、この保険契約の始期日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症による損害に対しては、後遺障害補償保険金、入院補償保険金、通院補償保険金および休業補償保険金をお支払いできません（この保険契約が継続契約（注1）である場合を除きます）。</p> <p>（注1）この特約（注2）をセットした普通保険約款に基づく当社との保険契約の満期日を保険期間の開始日とし、記名被保険者を同一とする保険契約をいいます。</p> <p>（注2）この特約とは、特定感染症危険「後遺障害補償保険金、入院補償保険金、通院補償保険金および休業補償保険金」補償特約または特定感染症危険「後遺障害補償保険金、入院補償保険金および通院補償保険金」補償特約をいいます。</p> <p>※入院補償保険金の支払限度日数または通院補償保険金の対象期間を延長する特約がセットされている保険契約でも、この特約による入院補償保険金支払限度日数および通院補償保険金対象期間は延長されません。</p> <p>※「入院補償保険金および通院補償保険金の7日間2倍支払特約」または「入院補償保険金の7日間2倍支払特約」がセットされている保険契約でも、この特約による入院補償保険金および通院補償保険金は2倍支払の対象となりません。</p> <p>※この特約がセットされていても、「入院時一時補償保険金支払特約」、「退院時一時補償保険金支払特約」または「長期療養補償保険金支払特約」はお支払いの対象となりません。</p> <p>※この特約がセットされていても、「傷害医療費用補償保険金支払特約」は特定感染症による発病についてはお支払いの対象となりません。</p>
日本国内発生事故のみ補償特約	日本国内において生じた事故または身体障害による損害に対してのみ保険金をお支払いします。
自動車搭乗中補償対象外特約	記名被保険者の所有、使用または管理する自動車（原動機付自転車を含みます）に業務従事中（通勤途上は除きます）に搭乗している間に、補償対象者が被った身体障害について記名被保険者が被る損害に対しては、保険金をお支払いできません。

### 3 保険金の種類を追加する主な特約

#### ① 被保険者が支出する補償金に関する特約

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
部位・症状別補償保険金支払特約	部位・症状別補償保険金	補償対象者が身体障害を被り、その直接の結果として治療を要する場合に、記名被保険者が補償金を支出することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。	<p>次の額を限度に、損害の額をお支払いします。</p> <p>① 治療日数（注）の合計が5日以上の場合</p> $\boxed{\text{部位・症状別補償保険金支払限度額}} \times \boxed{\text{普通保険約款・特約記載の部位・症状別補償保険金支払倍率（5倍～120倍）}}$ <p>② 治療日数（注）の合計が1日以上5日未満の場合</p> $\boxed{\text{部位・症状別補償保険金支払限度額}}$ <p>※同一事故により補償対象者の被った身体障害の部位または症状が普通保険約款・特約記載の複数の項目に該当する場合は、そのうち最も高い支払倍率を乗じます。</p> <p>（注）治療日数とは、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院または通院の日数をいいます。</p>	1の「保険金をお支払いできない主な場合」に同じとなります。
傷害医療費用補償保険金支払特約	医療費用補償保険金	<p>補償対象者が身体障害を被り、その直接の結果として治療を受けた場合で、事故の発生の日からその日を含めて365日以内に補償対象者が負担した費用について、記名被保険者が補償金を支出することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。</p> <p>① 補償対象者が治療のために病院等（病院または診療所をいいます。この特約において、以下同様とします。）に支払った費用（公的医療保険制度における一部負担金、差額ベッド代およびその他補償対象者が病院等に支払った費用をいいます）</p> <p>② 入院、転院または退院のための補償対象者に係る移送費および交通費。ただし、合理的な方法・経路による移送費および交通費に限りします。</p> <p>③ 医師の指示により行った治療に関わる費用、医師の指示により購入した治療に関わる薬剤、治療材料、医療器具の費用またはその他の医師が必要と認めた費用</p> <p>※ 差額ベッド代や転院は、医師の指示によるものに限りします。</p>	<p>1回の事故および補償対象者1名につき、医療費用補償保険金支払限度額または前記①～③の費用の額のいずれか低い額を限度に、損害の額をお支払いします。ただし、費用のうち次のいずれかに該当する給付等がある場合はその額を、補償対象者が負担した費用から差し引くものとします。</p> <p>① 公的医療保険制度または労働者災害補償制度を定める法令の規定により、補償対象者に対して行われる治療に関する給付（公的医療保険制度または労働者災害補償制度を定める法令の規定により、一部負担金を支払った補償対象者に対して、その支払った一部負担金に相当する額の範囲内で行われるべき給付を含みます）</p> <p>② 補償対象者が負担した費用について第三者より支払われた損害賠償金</p> <p>③ 補償対象者が被った損害を補償するために行われたその他の給付（他の保険契約等により支払われた保険金または共済金を除きます）</p>	1の「保険金をお支払いできない主な場合」に同じとなります。

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合			
入院時一時補償 保険金支払特約	入院時一時補償 保険金	補償対象者が身体障害を被り、1に規定する入院補償保険金が支払われ、かつ、実際に入院した日数が1日を超えている場合に記名被保険者が補償金を支出することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。 ※ 入院した初日に退院した場合には保険金をお支払いできません。	1回の事故につき補償対象者1名ごとに、入院時一時補償保険金支払限度額を限度に、損害の額をお支払いします。	1の「保険金をお支払いできない主な場合」に同じとなります。			
退院時一時補償 保険金支払特約	退院時一時補償 保険金	補償対象者が身体障害を被り、1に規定する入院補償保険金が支払われ、かつ、実際に入院した日数が14日を超え、生存している状態で退院した場合に、記名被保険者が補償金を支出することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。 ※ 入院に該当する日数が365日を超えた場合は、生存している状態で退院しているものとみなします。	1回の事故につき補償対象者1名ごとに、退院時一時補償保険金支払限度額を限度に、損害の額をお支払いします。	1の「保険金をお支払いできない主な場合」に同じとなります。			
長期療養補償 保険金支払特約	長期療養 補償保険 金	補償対象者が身体障害を被り、入院等の状態（注）に該当した日数が60日または120日を超えた場合に、記名被保険者が補償金を支出することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。 （注）入院等の状態とは、1に規定する入院補償保険金の支払事由に該当した状態をいいます。	1回の事故につき補償対象者1名ごとに、長期療養補償保険金支払限度額を限度に、損害の額をお支払いします。 ※1 1事故につき、入院日数が60日を超えた場合と120日を超えた場合それぞれ1回のお支払いに限ります。 ※2 退院後に同一の身体障害により再入院された場合は、前の入院とあわせて入院日数を数えます。	1の「保険金をお支払いできない主な場合」に同じとなります。			
休業補償 保険金支払特約	休業補償 保険金	補償対象者が身体障害を被り、その直接の結果として事故の発生の日からその日を含めて180日以内に就業不能（注）となった場合に、記名被保険者が補償金を支出することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。 （注）就業不能とは、身体障害を被り、その治療のため入院または治療を要したことにより、就いていた業務または職務を果たす能力を全く失っている状態をいいます。ただし、下記の場合を除きます。 ① 身体障害を被った時に就いていた業務または職務の一部に従事した場合 ② その教育、訓練または経験により習得した能力に相応する上記①と異なる業務または職務に従事した場合 ③ 就業不能の原因となった身体障害が治癒したことが確認できた場合 ④ 死亡した場合 ※1 この保険契約が初年度契約である場合、就業不能の原因となった身体障害を被った時が保険期間の開始時より前であるときは、保険金をお支払いできません。 ※2 この保険契約が継続契約である場合、就業不能の原因となった身体障害を被った時が、この保険契約が継続されてきた初年度契約の開始時より前であるときは、保険金をお支払いできません。	免責期間を超えた就業不能期間（補償期間中に限ります）に対して、次の額を限度に、損害の額をお支払いします。 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="padding: 2px;">休業補償保険金 支払限度日額</td> <td style="padding: 2px;">×</td> <td style="padding: 2px;">就業不能期間 の日数</td> </tr> </table>	休業補償保険金 支払限度日額	×	就業不能期間 の日数	1の「保険金をお支払いできない主な場合」に同じとなります。
休業補償保険金 支払限度日額	×	就業不能期間 の日数					

②被保険者が支出するその他の費用に関する特約

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
事業者費用補償（ベーシック・実損型）特約	事業者費用補償保険金	<p>次のいずれかの事象が保険期間中に発生した場合に、記名被保険者がそれぞれ下記の費用、かつ、その額および用途が社会通念上妥当な費用を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。</p> <p>(1) 死亡・後遺障害補償保険金を支払う場合</p> <p>① 葬儀費用、香典、花代、弔電費用等の補償対象者の葬儀に関する費用</p> <p>② 遠隔地で事故が発生した際の補償対象者の捜索費用、移送費用等の救済者費用</p> <p>③ 事故現場の清掃費用等の復旧費用</p> <p>④ 補償対象者の代替のための求人・採用等に関する費用</p> <p>⑤ その他死亡・後遺障害補償保険金の支払事由に直接起因して負担した費用。ただし、コンサルティング費用補償特約で支払対象となる費用を除きます。</p> <p>※事故の発生の日からその日を含めて365日以内に要した費用に限ります。</p> <p>(2) 労災保険法等によって給付が決定した精神障害により補償対象者が休職した場合</p> <p>① 補償対象者の職場復帰に向けた対策に係る費用</p> <p>② 補償対象者の職場復帰支援プランの作成に係る費用</p> <p>※当社の書面による同意を得て支出した費用に限ります。</p>	<p>補償対象者1名につき、事業者費用補償特約支払限度額を限度に、損害の額をお支払いします。ただし、事業者が負担した費用のうち、補償対象者の遺族または補償対象者に支払われる費用は1事故につき補償対象者1名ごとに100万円または事業者費用補償特約支払限度額のいずれか低い額を限度とします。</p>	<p>1の「保険金をお支払いできない主な場合」に同じとなります。</p>
事業者費用補償（ワイド・実損型）特約	事業者費用補償保険金	<p>次の(1)または(2)の事象が保険期間中に発生した場合に、記名被保険者がそれぞれ下記①～⑨の費用、かつ、その額および用途が社会通念上妥当な費用を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。</p> <p>(1) 補償対象者が、業務に従事している間に身体障害を被った場合。ただし、⑥に規定する費用については、死亡補償保険金または後遺障害補償保険金が支払われる場合に限ります。</p> <p>(2) 雇用慣行賠償責任補償特約に規定する損害賠償請求がなされた場合または損害賠償請求がなされたものとみなされる場合（日本国内においてなされた不当行為または第三者ハラスメントに起因する、日本国内においてなされた損害賠償請求に限ります）</p> <p>① 葬儀費用、香典、花代、弔電費用等の補償対象者の葬儀に関する費用</p> <p>② 遠隔地で事故が発生した際の補償対象者の捜索費用、移送費用等の救済者費用</p> <p>③ 事故現場の清掃費用等の復旧費用</p> <p>④ 補償対象者の代替のための求人・採用等に関する費用</p> <p>⑤ 記名被保険者の信頼度を回復させるための広告宣伝活動等に要した費用</p> <p>⑥ 上記(1)に記載する事象と同種の事象の発生を防止する対策のために負担した再発防止費用（注）。ただし、当社の書面による同意を得て支出した費用に限ります。</p> <p>⑦ 労災保険法等によって給付が決定した精神障害により休職した補償対象者の職場復帰に向けた対策に係る費用。ただし、当社の書面による同意を得て支出した費用に限ります。</p> <p>⑧ 労災保険法等によって給付が決定した精神障害により休職した補償対象者の職場復帰支援プランの作成に係る費用。ただし、当社の書面による同意を得て支</p>	<p>補償対象者1名につき、事業者費用補償特約支払限度額を限度に、損害の額をお支払いします。ただし、事業者が負担した費用のうち、補償対象者の遺族または補償対象者に支払われる費用は1事故につき補償対象者1名ごとに100万円または事業者費用補償特約支払限度額のいずれか低い額を限度とします。</p>	<p>1の「保険金をお支払いできない主な場合」に加え、左記(2)に規定する事象については、「雇用慣行賠償責任補償特約」の「保険金をお支払いできない主な場合」(2)の①～③に同じとなります。</p>

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合						
		<p>出した費用に限ります。</p> <p>⑨その他セットされる特約等の支払事由に直接起因して負担した費用。ただし、コンサルティング費用補償特約で支払対象となる費用を除きます。</p> <p>※①～⑥および⑨の費用に関しては、上記（１）（２）に記載する事象の発生の日からその日を含めて３６５日以内に要した費用に限ります。</p> <p>(注) 再発防止費用のうち、設備・器具・装置・端末・機器のリース、レンタルに係る費用や通信費用など、利用期間に応じて発生する費用については、上記（１）に記載する事象の発生の日からその日を含めて３６５日以内の期間の利用に対して発生する費用に限ります。</p>								
<p>特定感染症対応費用補償（事業者費用補償特約）特約</p> <p>※事業者費用補償（ワイド・実損型）特約をセットする場合に自動セットされます。</p>	事業者費用補償保険金	<p>補償対象者が業務中、業務外を問わず特定感染症（注１）に感染し、保険期間中（注２）に特定感染症を発病した場合に、その発病の日からその日を含めて１８０日以内に記名被保険者が下記①～⑤の費用で、かつ、その額および用途が社会通念上妥当な費用を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。</p> <p>① 葬儀費用、香典、花代、弔電費用等の補償対象者の葬儀に関する費用</p> <p>② 事業場の消毒費用等の復旧費用</p> <p>③ 補償対象者の代替のための求人・採用等に関する費用</p> <p>④ 補償対象者の業務を代替する労役を得るために要した上記③以外の費用（注３）</p> <p>⑤ 補償対象者と同一の事業場における他の補償対象者について、事業場以外の場所で事業を継続するために記名被保険者が貸与または支給する携帯式通信機器およびノートパソコン・タブレット端末の通信費用。ただし、特定感染症の発病の日より前からこれらの携帯式通信機器およびノートパソコン・タブレット端末を使用していた場合は、その通信費用は含みません。</p> <p>(注１) 特定感染症とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第１１４号）第６条に規定する次のいずれかの感染症をいいます。本特約において、以下同様とします。</p> <p>① 一類感染症</p> <p>② 二類感染症</p> <p>③ 三類感染症</p> <p>④ 指定感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第１１４号）第４４条の９の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限ります。）</p> <p>(注２) 保険期間中とは、補償対象者が記名被保険者の構成員以外の者の場合は、記名被保険者との契約（請負契約、委任契約、労働者派遣契約等をい）、建設業における数次の請負契約を含みます）に基づき、記名被保険者の業務に従事することが定められた期間であり、かつ保険期間中であることをいいます。以下同様とします。</p> <p>(注３) 上記③以外の費用とは、残業・休日勤務または夜間勤務による割増賃金、外注費、代替者の職場環境整備のために要した各種備品代等をいいます。</p>	<p>一連の特定感染症の発病につき、事業者費用補償特約支払限度額または１００万円のいずれか低い額を限度とします。</p>	<p>①の「保険金をお支払いできない主な場合」のほか、この保険契約の保険期間の始期日の翌日から起算して１４日以内に特定感染症を発病したことによる損害については事業者費用補償保険金をお支払いできません。ただし、この保険契約が継続契約（注１）である場合を除きます。</p> <p>(注１) 継続契約とは、事業者費用補償（ワイド・実損型）特約をセットした普通保険約款に基づく当社との保険契約（以下「事業者費用補償（ワイド・実損型）特約セット業務災害補償保険契約」といいます）の満期日（注２）を保険期間の開始日とし、記名被保険者を同一とする事業者費用補償（ワイド・実損型）特約セット業務災害補償保険契約をいいます。</p> <p>(注２) 満期日とは、事業者費用補償（ワイド・実損型）特約セット業務災害補償保険契約が、満期日前に解約または解除されていた場合には、その解約または解除の日とします。</p>						
事業者費用補償（定額型）特約	事業者費用補償保険金	<p>補償対象者が身体障害を被り、死亡補償保険金または後遺障害補償保険金（第１級～第７級）が支払われる場合に、保険金をお支払いします。</p> <table border="1" data-bbox="427 1832 849 2123"> <thead> <tr> <th>保険金の種類</th> <th>事業者費用補償保険金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>死亡補償保険金</td> <td>補償対象者１名につき１００万円</td> </tr> <tr> <td>後遺障害補償保険金（後遺障害第１級から第３級までの場合）</td> <td>補償対象者１名につき２５万円</td> </tr> </tbody> </table>	保険金の種類	事業者費用補償保険金の額	死亡補償保険金	補償対象者１名につき１００万円	後遺障害補償保険金（後遺障害第１級から第３級までの場合）	補償対象者１名につき２５万円		①の「保険金をお支払いできない主な場合」に同じとなります。
保険金の種類	事業者費用補償保険金の額									
死亡補償保険金	補償対象者１名につき１００万円									
後遺障害補償保険金（後遺障害第１級から第３級までの場合）	補償対象者１名につき２５万円									

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
		後遺障害補償保険金 (後遺障害第4級から第7級までの場合)           補償対象者1名につき15万円		
コンサルティング費用補償特約	コンサルティング費用補償保険金	次の(1)または(2)のいずれかの事象が保険期間中に発生した場合に、その事象の発生の日からその日を含めて180日以内に被保険者が日本国内で行うコンサルティングに関する費用、かつ、その額および使途が社会通念上妥当な費用を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。ただし、当社の書面による同意を得て支出した費用に限ります。 (1) 補償対象者が、業務に従事している間に身体の障害(注)を被った場合(業務に従事している間に身体の障害(注)を被ったと疑われる場合を含みます) (2) 「雇用慣行賠償責任補償特約」に基づき、損害賠償請求がなされた場合または損害賠償請求がなされたものとみなされる場合(日本国内においてなされた不当行為または第三者ハラスメントに起因する、日本国内においてなされた損害賠償請求に限ります) (注) 身体の障害とは、傷害または疾病(風土病および職業性疾病を除きます)をいい、これらに起因する後遺障害または死亡を含みます。	補償対象者1名につき100万円を限度に、損害の額をお支払いします。	「使用者賠償責任補償特約」の「保険金をお支払いできない主な場合」(1)および「雇用慣行賠償責任補償特約」の「保険金をお支払いできない主な場合」(2)の①～③に同じとなります。
特定疾病(八大疾病および精神障害)・介護休業時対応費用補償特約	疾病・介護休業時対応費用補償保険金	補償対象者(注1)が、対象疾病を発病した場合または対象親族の介護のために介護休業を取得した場合に保険期間中に補償対象者が休業を開始し、その休業が開始した日からその日を含めて連続して休業した期間が31日以上となる場合に、記名被保険者が次の費用で、かつ、その額および使途が社会通念上妥当な費用を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。ただし、休業期間に要した費用(下記①の費用については、記名被保険者が支出した費用のうち、社会保険料対応期間に対応する額をいいます)に限り、かつ補償期間を限度とします。 ① 補償対象者に対する社会保険料(社会保険料について規定しているそれぞれの法令において事業主が負担することが定められている額に限ります) ② 補償対象者の代替のための求人・採用等に関する費用 ③ 補償対象者の業務を代替する労役を得るために要した残業・休日勤務または夜間勤務による割増賃金、外注費、代替者の職場環境整備のために要した各種備品代等 ④ 補償対象者が職場に復帰するにあたり、業務の遂行を支援するために要した職場環境整備費用 ⑤ 補償対象者のお見舞いに関する費用。ただし、記名被保険者または事業主の対象親族である補償対象者に支払う費用は除きます。 ⑥ 記名被保険者が当社の書面による同意を得て支出した日本国内で行う次のいずれかに該当するコンサルティング(コンサルティング事業者(注2)が行う支援、指導または助言業務をいいます)に関する費用。ただし、通常支出している人件費や弁護士顧問料等を除きます。 ア. 補償対象者が休業したことに関する相談等対応 イ. 再発防止対応 (注1) 保険証券記載の補償対象者のうち、記名被保険者の構成員(記名被保険者の業務に従事する者のうち、記名被保険者に使用され賃金を支払われる者、記名被保険者の役員等(事業主または役員))をいいます。本特約において、同様とします。	補償対象者1名につき、補償期間中100万円を限度とします。ただし、左記③～⑤までの費用については、それぞれ補償対象者1名あたり次の額を限度とします。 左記③の費用：20万円限度 左記④の費用：20万円限度 左記⑤の費用：10万円限度 なお、③～⑤までの限度額は、100万円の限度額に含まれるものとしません。	①の「保険金をお支払いできない主な場合」(1)①～⑥のほか、補償対象者が対象疾病を発病した場合については次の(1)～(5)に該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いできません。 (1) 次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。 ① 補償対象者の故意または重大な過失 ② 補償対象者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③ 治療を目的として医師が使用した場合以外における補償対象者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用によって発病した疾病 ④ 補償対象者の妊娠または出産 (2) 補償対象者が頸部症候群、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、保険金を支払いません。 (3) 次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いま

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
		<p>(注2) 補償対象者の対象疾病または対象親族の介護に関連した記名被保険者の対応の全般または一部を支援、指導または助言を行う者をいい、弁護士および司法書士を含みます。</p>		<p>せん。</p> <p>① 介護対象者の故意または重大な過失</p> <p>② 介護対象者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為</p> <p>③ 治療を目的として医師が使用した場合以外における介護対象者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用</p> <p>④ 治療を目的として医師が薬物を使用した場合以外における介護対象者のアルコール依存、薬物依存または薬物乱用</p> <p>⑤ 介護対象者が次のいずれかに該当する間に生じた事故</p> <p>ア．法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間</p> <p>イ．道路交通法(昭和35年法律第105号)第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間</p> <p>(4) 介護対象者が頸部症候群、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、保険金を支払いません。</p> <p>(5) 正当な理由がなく介護対象者が治療を怠ったことまたは保険契約者、記名被保険者もしくは補償対象者が治療をさせなかったことにより、介護対象者の介護のために補償対象者の介護休業が必要となった場合または補償対象者の介護休業が31日を超えて継続した場合は、当社は、保険金を支払いません。</p>
被災労働者支援費用補償特約	被災労働者支援費用補償保険金	<p>保険期間中に補償対象者が、業務に従事している間に身体障害を被り、その直接の結果として事故発生の日からその日を含めて180日以内に就業不能となった場合に記名被保険者が次の費用で、かつ、その額および用途が社会通念上妥当な費用を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いたします。ただし、就業不能となった日からその日を含めて180日以内に要した費用に限ります。</p> <p>① 被災労働者が療養のため、または離職したことにより対象親族の住所へ移転する場合、および、就業不能が終了し記名被保険者の業務に再び従事するために対象親族の住所から被災労働者の居住地(注)へ赴く場合における、次の移動費用。ただし、</p>	<p>1回の事故につき補償対象者1名ごとに次の額を限度とし、左記①～④までの金額の合計は100万円を限度とします。</p> <p>左記①の費用：30万円限度</p> <p>左記②の費用：20万円限度</p> <p>左記③の費用：30万円限度</p> <p>左記④の費用：30万円限度</p>	<p>1の「保険金をお支払いできない主な場合」に同じとなります。</p>

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
		<p>1回の就業不能につき、1回を限度とします。</p> <p>ア. 交通費</p> <p>イ. 被災労働者の居住地（注）と対象親族の住所との間の行程における宿泊施設の客室料</p> <p>ウ. 渡航手続費</p> <p>② 被災労働者への書類送付等の郵送料および国際電話料</p> <p>③ 被災労働者の就業不能期間中、対象親族が被災労働者の居住地（注）に滞在する場合の次の費用。ただし、1回の就業不能につき、1回を限度とします。</p> <p>ア. 被災労働者の居住地（注）までの往復の交通費</p> <p>イ. 被災労働者の居住地（注）までの行程における宿泊施設の客室料</p> <p>ウ. 被災労働者の居住地（注）に滞在している期間における宿泊施設の客室料</p> <p>エ. 渡航手続費</p> <p>オ. 通訳雇入費</p> <p>④ 記名被保険者の役員・使用人またはこれらの代理人を、被災労働者の居住地（注）および対象親族の住所（以下、本条において「現地」とします。）に派遣した場合の次の費用。</p> <p>ア. 交通費</p> <p>イ. 現地までの行程における宿泊施設の客室料</p> <p>ウ. 現地に滞在している期間における宿泊施設の客室料</p> <p>エ. 渡航手続費</p> <p>オ. 通訳雇入費</p> <p>カ. その他事前に当社が認めた派遣に必要な費用</p> <p>(注) 被災労働者が身体障害を被り就業不能となった時点における居住地をいいます。なお、就業不能となってから記名被保険者の業務に再び従事する時までに居住地が変更となった場合は、変更後の居住地を含みます。</p>		

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金の額
使用者賠償責任補償特約	使用者賠償保険金	<p>補償対象者が保険期間中に業務に従事している間に被った身体の障害について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担し、その損害賠償責任額が、次の①～③までの金額の合計額を超える場合、正味損害賠償金額を、保険金として被保険者にお支払いします。</p> <p>① 労災保険法等により給付されるべき金額（「特別支給金」を含みません）</p> <p>② 自動車損害賠償保障法に基づく責任保険、責任共済または自動車損害賠償保障事業により支払われるべき金額</p> <p>③ 次のいずれかの高い金額</p> <p>ア. 被保険者が災害補償規定等に基づき補償対象者またはその遺族に支払うべき金額</p> <p>イ. 被保険者がこの特約がセットされた保険契約の保険金（注）の支払により法律上の損害賠償責任を免れる金額</p> <p>(注) 保険金とは、同一の被保険者について補償対象者への法定外補償として保険金または共済金を支払う他の保険契約または共済契約が締結されている場合は、その保険契約または共済契約により支払われる保険金または共済金を含みます。</p>	<p>被保険者の数にかかわらず、補償対象者1名および1回の災害（注）につき支払限度額を限度とします。1回の災害（注）によって複数の補償対象者が身体の障害を被った場合、身体の障害を被ったそれぞれの補償対象者について定められている保険証券記載の1回の災害（注）の支払限度額のうち、最も大きい額を限度とします。ただし、それぞれの補償対象者における1回の災害（注）の支払限度額は、補償対象者ごとに定められている保険証券記載の支払限度額を限度とします。</p> <p>(注) 1回の災害とは、発生の日時、場所を問わず同一の原因から発生した一連の災害をいいます。</p>

	使用者費用保険金	<p>補償対象者が被った身体の障害に関して、被保険者が法律上の損害賠償責任の解決のために次のいずれかの費用を負担することによって被る損害に対して、保険金として被保険者にお支払いします。</p> <p>① 当社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解または調停に要した費用</p> <p>② 当社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用</p> <p>③ 当社の要求に従い、当社に協力するために要した費用</p> <p>④ 他人から損害の賠償を受けることができる場合において、権利の保全または行使に必要な手続きのために要した必要または有益な費用</p> <p>※1 この特約において、「身体の障害」とは、傷または疾病（風土病および職業性疾病を除きます）をいい、これらに起因する後遺障害または死亡を含みます。</p> <p>※2 この特約において、「被保険者」とは、次のいずれかに該当する方とします。ただし、②に規定する方については、記名被保険者の業務遂行に起因して損害を被る場合に限り、</p> <p>① 記名被保険者</p> <p>② 記名被保険者のすべての役員および使用人（既に退任している役員または退職している使用人を含みます。ただし、初年度契約の始期日より前に退任した役員および退職した使用人を除きます。）</p> <p>※3 記名被保険者が建設業者の場合で、かつ記名被保険者の下請負人の役員等または使用人が補償対象者であるときは、この特約の被保険者には、次に該当する方を含みます。ただし、記名被保険者の日本国内で行う業務遂行に起因して損害を被る場合に限り、</p> <p>① 記名被保険者の下請負人</p> <p>② 上記①の役員および使用人</p>	<p>す。</p> <p>左記①～④の費用の全額をお支払いします。ただし、①および②の費用については、正味損害賠償金額が支払限度額を超える場合は、支払限度額の正味損害賠償金額に対する割合によって、お支払いします。</p>
<b>保険金をお支払いできない主な場合</b>			
<p>(1) 次のいずれかに該当する事由によって補償対象者が被った身体の障害（これらの事由がなければ発生または拡大しなかった身体の障害を含みます）については、保険金をお支払いできません。</p> <p>① 保険契約者もしくは被保険者（保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます）またはこれらの業務に従事する場所の責任者の故意</p> <p>② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます）</p> <p>③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波</p> <p>④ 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性</p> <p>⑤ 上記②～④までの事由に随伴して生じた事由またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事由</p> <p>(2) 次のいずれかに該当する損害賠償金または費用については、保険金をお支払いできません。</p> <p>① 被保険者と補償対象者またはその他の第三者との間に損害賠償に関する契約がある場合、または災害補償規定等がある場合、その契約または規定等がなければ被保険者が負担しない損害賠償金または費用</p> <p>② 被保険者が個人の場合には、その被保険者と住居および生計を共にする親族が被った身体の障害に対して負担する損害賠償金または費用</p> <p>(3) 労働基準法第76条第1項または船員法第9条第1項による補償対象期間の最初の3日までの休業に対する損害賠償金については、保険金をお支払いできません。</p> <p>(4) 労災保険法等によって給付を行った保険者が費用の徴収をすることにより、被保険者が負担する金額については保険金をお支払いできません。</p> <p style="text-align: right;">など</p>			

特約名	特約の主な内容
使用者賠償責任限定補償（死亡・後遺障害第1～7級）特約	<p>補償対象者が業務に従事している間に被った身体の障害が次のいずれかに該当する場合に限り、この保険契約にセットされた使用者賠償責任補償特約の規定に従い、保険金をお支払いします。</p> <p>① 死亡した場合</p> <p>② 後遺障害の等級が、第1級から第7級までの場合</p> <p>③ 後遺障害に対する保険金支払割合が42%以上の場合</p>
使用者賠償責任限定補償（死亡のみ）特約	<p>補償対象者が業務に従事している間に身体の障害を被り、その直接の結果として死亡した場合に限り、この保険契約にセットされた使用者賠償責任補償特約の規定に従い、保険金をお支払いします。</p>

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金の額
雇用慣行賠償責任補償特約	損害賠償金 争訟費用 応訴費用	<p>被保険者が補償対象者（注1）に対して行った下記の〈不当行為〉に起因して、補償対象者より保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたこと、または下記の〈第三者ハラスメント〉に起因して第三者より保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p> <p>※ この特約において「被保険者」とは、次のいずれかに該当する方とします。</p> <p>① 記名被保険者</p> <p>② 記名被保険者のすべての役員および使用人（注2）。ただし、記名被保険者の業務遂行につき行った不当行為または第三者ハラスメントに起因して損害を被る場合に限り、</p> <p>③ 記名被保険者が建設業者の場合における記名被保険者の下請負人、下請負人の役員および使用人。ただし、第三者ハラスメントによって、記名被保険者ととも損害を被った場合に限り、</p> <p>（注1）次の方を含みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>既に退職した方。ただし、不当解雇等以外の不当行為については、初年度契約の始期日より後に補償対象者であった方に限り、</li> <li>子会社の構成員。ただし、構成員の範囲については、記名被保険者の構成員のうち、保険証券記載の補償対象者の範囲と同様とします。</li> <li>記名被保険者の採用応募者</li> </ul> <p>（注2）記名被保険者のすべての役員および使用人には、既に退任している役員または既に退職している使用人を含みます。ただし、初年度契約の始期日より前に退任した役員および退職した使用人を除きます。</p>	<p>一連の損害賠償請求および保険期間につき、すべての被保険者に対してお支払いする金額の合計で支払限度額を限度に、被保険者が負担する法律上の損害賠償金、争訟費用、応訴費用をお支払いします。</p>

<不当行為>

- ①差別的行為 ②ハラスメント ③不当解雇等 ④人格権侵害（雇用契約の募集、締結、存続、履行または終了がなかったならば行われなかったであろう人格権侵害に限り）  
⑤不当評価等 ⑥説明義務違反 ⑦報復的行為  
⑧上記①～⑦までの行為を防止するために必要な措置を講じる義務に違反する行為

<第三者ハラスメント>

記名被保険者の構成員である補償対象者が、記名被保険者との委任または雇用関係にある間に、記名被保険者の業務の遂行上、または構成員としての地位に関連して、第三者に対して行ったハラスメント（注）または第三者に対して行った人格権侵害をいいます。  
（注）言動、文書による意思表示またはその他の行為（性的なものを含みます）により、第三者に不利益を被らせること、または不快な感情を抱かせることをいいます。

保険金をお支払いできない主な場合

- (1) 被保険者に対してなされた次のいずれかに該当する損害賠償請求に起因する損害に対しては、保険金をお支払いできません。なお、次の①～③までの中で記載されている事由または行為が、実際に生じたまたは行われたと認められる場合にこの規定が適用されるものとし、その適用の判断は、被保険者ごとに個別に行われるものとし、
- ① 被保険者の犯罪行為に起因する損害賠償請求  
② 被保険者の故意または重過失による法令違反に起因する損害賠償請求  
③ 被保険者が他人に損失または精神的な苦痛を与える意図を持って行った行為に起因する損害賠償請求
- (2) 被保険者に対してなされた次のいずれかに該当する損害賠償請求に起因する損害に対しては、保険金をお支払いできません。なお、次のいずれかの中で記載されている事由または行為については、実際に生じたまたは行われたと認められる場合に限らず、それらの事由または行為があったとの申し立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合にも、この規定は適用されます。また、②の適用の判断は、被保険者ごとに個別に行われるものとし、
- ① 初年度契約の始期日より前に行われた不当解雇等に起因する一連の損害賠償請求  
ただし、次のいずれかに該当する場合は除きます。  
ア. 初年度契約の始期日から1年を経過した日以降に一連の損害賠償請求がなされた場合  
イ. 他の保険会社において、初年度契約の始期日を保険期間の満期日（満期日前に解約または解除されていた場合にはその解約または解除の日とします）とし、上記の〈不当行為〉に起因して、補償対象者より保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことを補償する保険契約を締結していた場合で、かつ、他の保険会社の保険契約の保険期間中に行われた不当解雇等について損害賠償請求がなされた場合
- ② この保険契約の始期日において、被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合（知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます）に、その状況の原因となる行為に起因する一連の損害賠償請求
- ③ この保険契約の始期日より前に被保険者に対してなされていた損害賠償請求の中で申し立てられていた行為に起因する一連の損害賠償請求
- ④ 直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかに該当する事由に起因する損害賠償請求  
ア. 汚染物質（注）の排出、流出、いつ出、漏出またはそれらが発生するおそれがある状態  
イ. 汚染物質（注）の検査、監視、清掃、除去、漏出等の防止、処理、無毒化または中和化の指示または要請
- ⑤ 直接であると間接であるとを問わず、戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます）または騒擾に起因する損害賠償請求
- ⑥ 直接であると間接であるとを問わず、地震、噴火、洪水または地震もしくは噴火による津波に起因する損害賠償請求
- ⑦ 直接であると間接であるとを問わず、核物質（核原料物質、特殊核物質または副生成物）の危険性（放射性、毒性または爆発性を含みます）またはあらゆる形態の放射能汚染に起因する損害賠償請求
- ⑧ 次のいずれかに該当するものに対する損害賠償請求  
ア. 身体の障害（傷害、疾病およびこれらに起因する後遺障害または死亡）  
イ. 財物の滅失、損傷、汚損、紛失または盗難（これらに起因する財物の使用不能損害を含みます）
- ⑨ 直接であると間接であるとを問わず、石綿（アスベスト）、石綿の代替物質またはこれらを含む製品の発ガン性その他の有害な特性に起因する損害賠償請求
- ⑩ 法令、労働協約、就業規則、給与規程、退職金規程、出張旅費規程等の規定により支払われるべき賃金（時間外または休日の割増賃金を含みます）、退職金その他の給付金の給付義務（将来の給付義務または条件付給付義務を含みます）に起因する損害賠償請求（不当行為に起因して発生した損害賠償請求を除きます）
- ⑪ 労働時間、休日または休暇の取得等に起因する損害賠償請求
- ⑫ 財形貯蓄、従業員持株会、公的年金、企業年金その他従業員からの資金の受託管理に起因する損害賠償請求
- ⑬ 知的財産権の帰属または職務発明の対価もしくは報酬に起因する損害賠償請求
- ⑭ 記名被保険者の倒産に起因する損害賠償請求。なお、倒産とは、次のいずれかに該当する事由が生じたことをいいます。  
ア. 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始または特別清算開始の申立がされること。  
イ. 取引金融機関または手形交換所の取引停止処分を受けたこと。  
ウ. 財産につき強制換価手続が開始されたこと、仮差押命令が発せられたことまたは保全差押としての通知が発せられたこと。
- ⑮ 情報の漏えいに起因する損害賠償請求。ただし、被保険者が補償対象者に対して行った不当行為および第三者ハラスメントに起因するものは除きます。
- ⑯ 60日以内に1事業場における記名被保険者と雇用関係にある使用人の総数の20%を超えて解雇したことに起因する損害賠償請求
- (注) 固体状、液体状もしくは気体状のまたは熱を帯びた有害な物質または汚染の原因となる物質をいい、煙、蒸気、すす、酸、アルカリ、化学物質および廃棄物等を含みます。廃棄物には再生利用される物質を含みます。
- (3) 被保険者に対してなされた次のいずれかに該当する損害賠償請求に起因する損害に対しては、保険金をお支払いできません。
- ① 労働基準法、労働者災害補償保険法その他労働者が業務上負傷し、または疾病にかかった場合の使用上の負担を定める法令における災害補償にかかる規定に違反したことに起因する損害賠償請求
- ② 労働争議または団体交渉に起因する損害賠償請求。ただし、労働争議または団体交渉に関与した補償対象者

	<p>に対して報復的行為を行ったことに起因する損害賠償請求を除きます。</p> <p>③ 被保険者が個人の場合には、その被保険者と住居および生計を共にする親族に対して行った不当行為または第三者ハラスメントに起因する損害賠償請求</p> <p style="text-align: right;">など</p>
	<p>保険金をお支払いできない主な場合の適用除外</p>
	<p>(1) 「保険金をお支払いできない主な場合」(1)の規定は、それらの行為を行った者に対する監督不履行があったとの申し立てに基づき、記名被保険者に対してなされた損害賠償請求については適用しません。</p> <p>(2) 「保険金をお支払いする主な場合」および「保険金をお支払いできない主な場合」(2)⑩ならびに(3)②の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する損害賠償請求または争訟(訴訟、調停、和解または仲裁等)がなされたことによる損害のうち、被保険者が争訟費用、応訴費用を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p> <p>① 法令、労働協約、就業規則、給与規程、退職金規程、出張旅費規程等の規定により支払われるべき賃金(時間外または休日の割増賃金を含みます)、退職金その他の給付金の給付義務(将来の給付義務または条件付給付義務を含みます)に起因する損害賠償請求(賃金請求権の行使を含みます)</p> <p>② 記名被保険者の労働組合または類似するその他の社内組織以外の者からなされた労働争議または団体交渉に起因する損害賠償請求(賃金請求権の行使を含みます)</p> <p>③ 被保険者の不当行為に対する、損害賠償請求以外の争訟(訴訟、調停、和解または仲裁等)</p>

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金の額
疾病補償(入院日額型)特約	疾病入院補償保険金	<p>補償対象者が疾病を発病し、その直接の結果として日本国内の病院等で入院を開始した場合に、記名被保険者が補償金を支出することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p> <p>※ この特約において「疾病」とは補償対象者が被った身体の障害のうち、傷害、業務に起因して発生した症状、労災認定された疾病等、職業性疾病のいずれにも該当しないものをいいます。</p> <p>※ この特約において、「補償対象者」とは、保険証券記載の補償対象者のうち、記名被保険者の構成員であって、次のいずれかに該当する方(始期日における満年齢が75才以上の方を除きます)とします。ただし、始期日以降に該当した構成員は、その日から補償対象者に該当するものとします。</p> <p>① 健康保険法第3条第1項に規定する被保険者。ただし、同条第2項に規定する日雇特例被保険者および第4項に規定する任意継続被保険者を除きます。</p> <p>② 国家公務員共済組合法第37条第1項および地方公務員等共済組合法第39条第1項に規定する組員</p> <p>③ 私立学校教職員共済法第14条第1項に規定する教職員等</p> <p>④ 船員保険法第2条に規定する船員として船舶所有者に使用される者</p> <p>⑤ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者。ただし、第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者、第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者および第43条第1項に規定する日雇労働被保険者を除きます。</p> <p>⑥ 記名被保険者が個人事業主の場合には、記名被保険者本人</p>	<p>補償対象者1名につき次の額を限度に、損害の額をお支払いします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;"> <p>疾病入院補償保険金支払限度日額</p> </div> <p style="text-align: center;">×</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;"> <p>入院した日数(注)</p> </div> <p>(注) 入院した日数は保険証券記載の支払限度日数を限度とし、入院を開始した日から起算して365日を経過した日の翌日以降の入院の日数は含みません。</p>
		<p>保険金をお支払いできない主な場合</p>	
		<p>(1) 次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <p>① 保険契約者もしくは記名被保険者(注1)またはこれらの業務に従事する場所の責任者の故意</p> <p>② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波</p> <p>③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注2)</p> <p>④ 核燃料物質(注3)もしくは核燃料物質(注3)によって汚染された物(注4)の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特長</p> <p>⑤ 上記②から④までの事由に随伴して生じた事由またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事由</p> <p>⑥ 上記④以外の放射線照射または放射能汚染</p> <p>⑦ 補償対象者の故意または重大な過失</p> <p>⑧ 補償対象者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為</p> <p>⑨ 治療を目的として医師が使用した場合以外における補償対象者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用</p> <p>⑩ 治療を目的として医師が使用した場合以外における補償対象者のアルコール依存、薬物依存または薬物乱用</p> <p>⑪ 補償対象者の妊娠または出産。ただし、異常妊娠、異常分娩または産褥期の異常(注5)の場合は、この規定を適用しません。</p> <p>(注1) 補償対象者が頸部症候群(注6)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、保険金を支払いません。</p> <p>(注2) 暴動とは、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。</p> <p>(注3) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。</p> <p>(注4) 核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。</p> <p>(注5) 異常妊娠、異常分娩または産褥期の異常は、具体的には、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コード000から079まで、081から099までに規定されたものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によります。</p> <p>(注6) 頸部症候群とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。</p>	

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金の額	
疾病補償(医療費用実損型)特約	疾病医療費用補償保険金	<p>次のいずれかの事由が発生した場合に、補償対象者が負担した費用に対して、記名被保険者が補償金を支出することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。ただし、社会通念上妥当な金額に限りです。</p> <p>①補償対象者が疾病を発病し、その直接の結果として日本国内の病院等において入院を開始し、治療費用(補償対象者が負担した一部負担金)または入院諸費用(注1)を負担した場合。ただし、補償対象者が入院を開始した日からその日を含めて365日以内に要した費用。</p> <p>②補償対象者が疾病を発病し、その治療のために日本国内の病院等において先進医療、拡大治験または患者申出療養を受け、先進医療・拡大治験・患者申出療養費用(注2)を負担した場合。</p> <p>※1 前記費用のうち、次のいずれかに該当する給付等がある場合はその額を、補償対象者が負担した費用の額から差し引くものとします。</p> <p>① 公的医療保険制度を定める法令の規定により支払われるべき高額療養費</p> <p>② 公的医療保険制度または労働者災害補償制度を定める法令の規定により、補償対象者に対して行われる治療に関する給付(公的医療保険制度または労働者災害補償制度を定める法令の規定により、一部負担金を支払った補償対象者に対して、その支払った一部負担金に相当する額の範囲内で行われるべき給付(いわゆる「附加給付」)を含みます)</p> <p>③ 補償対象者が負担した費用について第三者より支払われた損害賠償金</p> <p>④ 補償対象者が被った損害を補償するために行われたその他の給付(他の保険契約等により支払われた疾病医療費用補償保険金に相当する保険金または共済金を除きます)</p> <p>※2 この特約において「疾病」とは補償対象者が被った身体の障害のうち、傷害、業務に起因して発生した症状、労災認定された疾病等、職業性疾病のいずれにも該当しないものをいいます。</p> <p>(注1) 入院諸費用とは、次のものをいいます。</p> <p>① 病院等の承認を得て使用された場合のベッドまたは病室の使用料</p> <p>② 補償対象者が下記別表のいずれかの状態に該当し、かつ医師が付添を必要と認めた期間において、親族が補償対象者の付添をした場合の交通費または寝具等の使用料</p> <p>③ 補償対象者の家庭において医師が付添を必要と認めた期間または家事従事者である補償対象者が入院している期間に雇入れたホームヘルパー(炊事、掃除、洗濯等の世話をを行うことを職業とする者)の雇入費用(ホームヘルパーの紹介料および交通費を含みます)</p> <p>④ 入院のために必要とした病院等までの交通費、医師が必要と認めた転入院のために必要とした交通費、および退院のために必要とした病院等から住居までの交通費。ただし、(注2)に規定された交通費を除きます。</p> <p>⑤ 補償対象者が入院時の療養の給付と併せて受けた食事療養または生活療養のうち食事の提供である療養に要する費用</p> <p>(※1) ①～③、⑤は、補償対象者が公的医療保険制度または労働者災害補償制度を利用した期間中に負担した費用に限りです。</p> <p>(※2) ④は、入院した期間の全部または一部において、公的医療保険制度または労働者災害補償制度を利用した場合に限りです。</p> <p>(※3) ②、③は、いずれも1日につき1名分の費用に限りです。</p> <p>&lt;別表&gt;</p> <table border="1" data-bbox="432 1099 1305 1352"> <tr> <td> <p>1. 病状が重篤であつて、絶対安静を必要とし、看護人の常時監視を要し、随時適切な処置を講ずる必要がある場合</p> <p>2. 病状は必ずしも重篤ではないが、手術のため術前・術後の一定期間にわたり、看護人の常時監視を要し、随時適切な処置を講ずる必要がある場合</p> <p>3. 病状から判断し、常態として次のいずれかに該当する場合</p> <p>(1) 体位変換または床上起座が不可または不能であること。</p> <p>(2) 食事および用便につき介助を要すること。</p> <p>4. 補償対象者の年令、体質や病状等の影響により1.～3.までに準ずる状態にあり、常時監視や介護が必要不可欠な場合</p> </td> </tr> </table> <p>(注2) 先進医療・拡大治験・患者申出療養費用とは、次の費用をいいます。</p> <p>① 先進医療、拡大治験または患者申出療養に要する費用。ただし、基礎的療養部分に対し給付される保険外併用療養費(公的医療保険制度を定める法律に規定された「保険外併用療養費」をいい、保険外併用療養費に相当する家族療養費を含みます)を除きます。</p> <p>② 次に掲げる交通費</p> <p>ア. 前記①の先進医療、拡大治験または患者申出療養を受けるために必要とした病院等までの交通費</p> <p>イ. 医師が必要と認めた病院等への転入院のために必要とした交通費</p> <p>ウ. 退院のために必要とした病院等から住居までの交通費</p> <p>③ 先進医療、拡大治験または患者申出療養を受けるために必要とした宿泊費(1泊につき1万円を限度)</p> <p>※3 この特約において、「補償対象者」とは、疾病補償(入院日額型)特約に記載の「補償対象者」に同じとなります。</p>	<p>1. 病状が重篤であつて、絶対安静を必要とし、看護人の常時監視を要し、随時適切な処置を講ずる必要がある場合</p> <p>2. 病状は必ずしも重篤ではないが、手術のため術前・術後の一定期間にわたり、看護人の常時監視を要し、随時適切な処置を講ずる必要がある場合</p> <p>3. 病状から判断し、常態として次のいずれかに該当する場合</p> <p>(1) 体位変換または床上起座が不可または不能であること。</p> <p>(2) 食事および用便につき介助を要すること。</p> <p>4. 補償対象者の年令、体質や病状等の影響により1.～3.までに準ずる状態にあり、常時監視や介護が必要不可欠な場合</p>	<p>補償対象者1名につき次の額を限度に、損害の額をお支払いします。</p> <p>① 治療費用または入院諸費用1回の入院につき100万円</p> <p>② 先進医療・拡大治験・患者申出療養費用1回につき1,000万円</p>
<p>1. 病状が重篤であつて、絶対安静を必要とし、看護人の常時監視を要し、随時適切な処置を講ずる必要がある場合</p> <p>2. 病状は必ずしも重篤ではないが、手術のため術前・術後の一定期間にわたり、看護人の常時監視を要し、随時適切な処置を講ずる必要がある場合</p> <p>3. 病状から判断し、常態として次のいずれかに該当する場合</p> <p>(1) 体位変換または床上起座が不可または不能であること。</p> <p>(2) 食事および用便につき介助を要すること。</p> <p>4. 補償対象者の年令、体質や病状等の影響により1.～3.までに準ずる状態にあり、常時監視や介護が必要不可欠な場合</p>				
		保険金をお支払いできない主な場合		
		<p>疾病補償(入院日額型)特約の「保険金をお支払いできない主な場合」に加え、補償対象者の痔核、裂肛または痔瘻を原因として開始した入院によって生じた損害に対しても、保険金をお支払いできません。</p>		

特約名	保険金をお支払いする主な場合(お支払いする保険金の額)
特定疾病(八大疾病および精神障害)のみ補償特約(疾病補償特約用)	<p>(1) 疾病補償特約に規定する補償対象者の対象疾病の治療を目的とする場合に限り、この保険契約にセットされた疾病補償特約に従い保険金をお支払いします。</p> <p>(2) 疾病補償特約に規定する補償対象者が、対象疾病以外の疾病による入院中に、対象疾病の治療を目的とする入院(注)を開始した場合は、その対象疾病の治療を目的とする入院(注)を開始した日を疾病補償特約に規定する補償対象者が入院を開始した日とみなし、疾病補償特約および普通保険約款の規定を適用します。</p> <p>(注) 対象疾病の治療を目的とする入院とは、その対象疾病のみによっても入院の必要があるものに限りです。</p>